

第 6 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和2年6月19日(金) 午前10時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明 ・4 東海 光政
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉
11 清水喜代己・12 海野 要 ・13 内藤 正敏・19 草深みつよ
21 坂野 大徹・23 川邊 千秋

以上14名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・吉川主査

総合支所 河芸：河本主査 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹
芸濃：清水主査 香良洲：高橋主査

議事録署名者 12 海野 要・13 内藤 正敏

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の
決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第6回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席はなしで、出席委員は14名でございます。 それでは、議事録署名者を私から指名させていただきます。 12番 海野 要委員、13番 内藤 正敏委員、よろしく願いをいたします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入らせていただきます。よろしくお 願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ございま す。 番号1から4で、合計件数は4件、合計面積は5,218㎡で、その内訳は 田が3,684㎡、畑が1,534㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解 約したものです。</p> <p>2ページから5ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から6で、合計件数は6件、合計面積は43,437㎡で、その内訳 は田が40,385㎡、畑が3,036㎡、登記簿地目が雑種地とあるものを 他としまして16㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性があり ますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>6ページ、7ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、ござ います。 番号1から番号16 津駅前北部土地区画整理事業による宅地整理ござい ます。 当該届出は、平成8年3月1日に事業開始の認可を取得した上で『津駅前北 部土地区画整理事業』が始まり現場施工が完了したことから、これより最終工 程である本換地に伴う県の認可を取得する上で、関係法令の手続を完結させる 必要があるため提出されたものになります。 なお、現況としては以前から宅地化され、登記地目のみ農地のまま残されて いたものになります。 以上、件数は16件、合計面積は4,797.29㎡で、その内訳は田が 2,538.29㎡、畑が2,259㎡でございます。</p> <p>8ページ、9ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権 移転）、でございます。 番号1から番号9、太陽光発電施設用地 番号10、番号11、宅地分譲住宅用地</p>

番号12、駐車場及び資材置場用地
番号13、一般個人住宅用地
番号14、長屋住宅用地
番号15、事業用駐車場用地
番号16、一般住宅及び事務所用地
番号17、駐車場及び資材置場用地 でございます。

以上、件数は17件、合計面積は14,547㎡で、その内訳は田が10,559㎡、畑が3,988㎡、でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。
よろしくお願いいたします。

議長 それでは、早速ですが、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。
議案案件を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を1か所お願いいたします。

まず、17ページの議案第4号 番号20をご覧ください。
施設の概要欄には太陽光発電施設用地と記載がありますが、記載誤りにより、太陽光発電施設管理用地と修正願います。

それでは、議案案件の説明をさせていただきます。
10ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 神戸、受人 _____、面積 11,028㎡、渡人 _____、面積 5,355.61㎡、申請地 半田上出____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 6.61㎡ 外1筆、合計面積 64.61㎡。

これにつきましては、受人は、西側に隣接する自作地への進入路を確保するため、渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 大里、受人 _____、面積 14,398㎡、渡人 _____、面積 981㎡、申請地 大里睦合町西垣内____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 981㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 棕本、受人 _____、面積 5,686㎡、渡人 _____ 外1名、面積 1,941㎡、申請地 芸濃町棕本中野____、台帳地目 雑種地、現況地目 畑、面積 278㎡ 外1筆、合計面積 438㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請

地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 安濃、受人 _____、面積 99,894 m²、渡人 _____、面積 105 m²、申請地 安濃町曾根ススケ _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 105 m²。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は4件、合計面積は1,588.61 m²で、その内訳は田が1,150.61 m²、登記簿地目が雑種地とあるものを他としまして438 m²でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
申し遅れましたけれども、地元委員に意見を伺うときには、今のマスクをおかけになったまま発言をしていただきたいと思います。
それでは、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 神戸、お願いします。

東海委員 4番、東海です。1番の神戸地区の件ですけれども、6月5日に地元推進委員と確認を行いました。事務局の説明どおり、何ら問題もございませんでした。
以上です。

議長 番号2、地区 大里。

草深委員 19番、草深です。同じ6月5日に地元推進委員と現場確認をさせていただきました。何も問題はないと思われましたので、よろしくお願いいたします。

議長 番号3、地区 椋本。

牧野委員 10番、牧野です。これも現地確認いたしました。事務局の説明どおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 次は番号4、地区 安濃、お願いします。

海野委員 12番、海野です。6月5日に地元推進委員と現場確認を行いまして、問題なしとの判断をさせていただきました。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
番号1から番号4について、地元委員から異議のない旨の発言がありました。

皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページ、12ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1から番号6までは、借人が同一の法人となり、地権者ごとに申請書の提出がありますことから、議案としてそれぞれ計上しております。状況に応じ省略しながら、順に説明させていただきます。

番号1、地区 雲出、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、面積 1, 127, 345. 58㎡、貸人 _____、面積 1, 352㎡、申請地 雲出長常町葭原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 352㎡。

これにつきましては、借人は、労力不足のため営農を縮小する貸人から、10年間申請地を借り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区及び借人は同上、貸人 _____、面積 991㎡、申請地 雲出本郷町大釜_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 991㎡。

これにつきましては、借人は、病気等による労力不足のため営農を縮小する貸人から、5年間申請地を借り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区及び借人は同上、貸人 _____、面積 8, 249㎡、申請地 雲出本郷町三ノ割_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 007㎡ 外3筆、合計面積 5, 385㎡。

これにつきましては、借人は、高齢化による労力不足のため営農を縮小する貸人から、10年間申請地を借り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区及び借人は同上、貸人 _____、面積 4, 618㎡、申請地 雲出長常町葭原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 417㎡ 外2筆、合計面積 4, 123㎡。

これにつきましては、借人は、労力不足のため営農を縮小する貸人から、10年間申請地を借り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区及び借人は同上、貸人 _____、面積 6, 739㎡、申請地 雲出長常町_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 684㎡ 外2筆、合計面積 3, 836㎡。

これにつきましては、借人は、高齢化による労力不足のため営農を縮小する貸人から、6年間申請地を借り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区及び借人は同上、貸人 _____、面積 6,788㎡、申請地 雲出伊倉津町里之西 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 200㎡ 外4筆、合計面積 4,876㎡。

これにつきましては、借人は、労力不足のため営農を縮小する貸人から、3年間申請地を借り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は6件、合計面積は田で20,563㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします

議 長 事務局の説明が終わりました。
地元委員の意見を伺います。
番号1から6、地区 雲出、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。地元推進委員と相談しました。別に何の問題もないということでしたので、よろしくお願いします。

議 長 ただ、この案件は6件ありますけれども、津以外の方が受けられるという意味ですか。

村澤委員 はい、そうです。

議 長 1から6について、地元委員から異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里睦合町薬師谷 _____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 132㎡ 外2筆、合計面積 362㎡。

これにつきましては、申請地を植林とするものですが、昭和55年頃に植林した旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は田で362㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里。

草深委員 19番、草深です。6月5日に地元推進委員と現場を見せていただきました。減反対策みたいな形で事務局の説明のとおりです。そのときに植林をしたそうです。すみませんが、今現在、山林になっていますということで確認させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

議長 番号1について、地元委員から異議のない旨の発言がありました。
皆さん、いかがですか。
よろしいか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局、説明をお願いします。

事務局 14ページから17ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人 _____、渡人 _____、申請地 白塚町南永定_____
、台帳地目・現況地目とも畑、面積 116㎡ 外3筆、合計面積 496㎡。

これにつきましては、申請地の近くで、自己が経営する法人の代表を務める受人が、渡人から申請地を譲り受け、従業員用の駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 櫛形、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____ 外3名、申請地 産品木崎_____
、台帳地目・現況地目とも畑、面積 297㎡ 外3筆、合計面積 1,111㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、770㎡、パネルの設置率は、転用面積の69.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 高茶屋、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚_____
、台帳地

目・現況地目とも田、面積 1, 074 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、471.39 m²、パネルの設置率は、転用面積の43.9%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 高茶屋、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 011 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、386.3 m²、パネルの設置率は転用面積の38.2%となりますが、メンテナンス車両の駐車スペースを確保する計画であることから、太陽光発電施設用地として使用する内容であることが確認できます。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 高茶屋、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 011 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、419.02 m²、パネルの設置率は、転用面積の41.4%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 高茶屋、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 奥山 俊次、申請地 高茶屋小森町犬塚 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 011 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、419.02 m²、パネルの設置率は、転用面積の41.4%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号7、地区 高茶屋、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 011 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、419.02 m²、パネルの設置率は、転用面積の41.4%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号8、地区 高茶屋、受人 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 011 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、441.52㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.7%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号9、地区 高茶屋、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、419.02㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.4%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 雲出、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 雲出本郷町川端 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 803㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、314.26㎡、パネルの設置率は転用面積の39.1%となりますが、メンテナンス車両の駐車スペースを確保する計画であることから、太陽光発電施設用地として使用する内容であることが確認できます。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号11、地区 雲出、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外3名、申請地 雲出本郷町磯田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,252㎡ 外6筆、合計面積 7,493㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

本申請は、_____を営む法人が、市街地に位置する本社隣接の資材置場が手狭になり、立地状況からして搬入搬出時に支障となる道路狭小及び粉じんに悩まされ、隣接地へも拡張できず苦慮していたところ、これらの問題が解消される当該地から最寄りの同町内にある申請地を譲り受け、_____の資材置場として転用するものです。

なお、本件におきましては土地造成を伴うことから、津市開発事業に関する指導要綱に基づき提出された開発事業届出書を5月8日付で市開発指導室が受付しており、届出の審査完了と同時の許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 大里、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外4名、申請地 大里山室町天王前 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 212㎡ 外8筆、合計面積 4,514㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、3,469.39㎡、パネルの設置率は、転用面積の76.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 大里、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 大里川北町中尾 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 13㎡ 外1筆、合計面積 724㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、569.19㎡、パネルの設置率は、転用面積の78.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 高野尾、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高野尾町新町 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,414㎡ 外2筆、合計面積 1,534㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、658.07㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 辰水、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美里町家所門田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 72㎡ 外3筆、合計面積 418㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を倉庫用地及び社宅用地とするものです。

倉庫用地については始末書の提出がありますことから、この部分につきましては追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 村主、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町前野里 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 231㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、106.88㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 村主、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町前野里 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 135㎡ 外1筆、合計面積 412㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、106.88㎡、パネルの設置率は転用面積の25.

9%になりますが、雨水流出対策として申請地内に小堤を設置するとともに、監視モニター設置用プレハブ及び作業スペースを確保する計画であることから、太陽光発電施設用地として使用することが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 香良洲、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 香良洲町山添 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,076㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は585.67㎡、パネルの設置率は転用面積の28.2%になりますが、雨水流出対策として貯水池を設置する計画であることから、太陽光発電施設用地として使用することが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 香良洲、受人 _____、渡人 _____、申請地 香良洲町南新田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 28㎡ 外1筆、合計面積 36.33㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地をさきの番号18で許可を受けようとする隣接地、太陽光発電施設用地への通路用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 香良洲、受人 _____、渡人 _____、申請地 香良洲町山添 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 122㎡ 外1筆、合計面積 232㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を南側に隣接する受人所有の既存太陽光発電施設のパネル部品交換や草刈り等のための太陽光発電施設管理用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 香良洲、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 香良洲町大新田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 991㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、539.3㎡、パネルの設置率は、転用面積の54.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号22、地区 香良洲、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 香良洲町新開地 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 238㎡ 外1筆、合計面積 390㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、269.97㎡、パネルの設置率は、転用面積の69.

2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は22件、合計面積は28,601.33㎡、このうち田が18,583.33㎡、畑が10,018㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 白塚、お願いします。

田村委員 3番、田村です。6月5日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで、問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長 番号2、地区 楡形。

東海委員 4番、東海です。今の楡形地区ですけれども、6月5日に地元推進委員、それから川邊委員、それと事務局、4名で現地確認をさせていただきました。事務局の説明どおり、何ら問題はございませんでした。
以上です。

議長 番号3から9まで、それから10、11と続きます。太陽光の案件がたくさんありますけれども、途中、私が現地確認をした際のことを、皆さんにお伝えしたいこともございますので、後で22番までお伺いしてから、申し述べたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。
番号3から番号9、地区 高茶屋、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。3番から9番まで地元推進委員と6月5日、現地確認しました。別に何の問題もないということでしたので、よろしくお願いします。
それから10番、地元推進委員は都合が悪かったので、事務局と現地確認をしました。これも何の問題もないということでした。よろしくお願いします。
それから11番は、会長、部会長、それから事務局で現地確認させていただきました。土をはめるところも自分のところを通るということでしたので、そんなに道路を荒らさないように気遣ってみえました。何の問題もないということでしたので、よろしくお願いします。

議長 村澤委員にお聞きますけれども、3番から9番の太陽光の業者は来ていましたか。

村澤委員 いいえ、来ていません。

議長 来ていませんか。分かりました。
番号12、13、地区 大里。

草深委員 19番、草深です。現地確認をさせてもらったのですけれども、会長から部

会長、全て事務局の方も来ていただきましたが、少し疑問点はありますが、申請どおり承認はお願いしたいと思います。あとのところは、またいろいろ事務局と部会長で相談していただければと思いますので、お願いいたします。

議長 ありがとうございます。
番号14、地区 高野尾。

田中委員 2番、田中です。6月5日に守山会長、太田部会長、事務局と現地確認をいたしまして、別に問題はありませんでしたが、その後、高野尾の振興協議会で一応審議させていただきましたが、これも問題なしということで、事務局の説明どおり、何も問題ございません。

議長 番号15、地区 辰水、お願いします。

清水委員 11番、清水です。6月8日に地元推進委員と現地を確認させていただきました。見て、何も問題ないと思われまますので、皆さん、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
番号16、17、地区 村主、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。6月5日に地元推進委員とともに現地を確認させていただきました。事務局の説明どおりでございますので、何ら問題ありません。よろしく申し上げます。

議長 18から22番まで、地区 香良洲。

村澤委員 5番、村澤です。これも5日、地元推進委員と事務局と現地確認させていただきました。何の問題もないということでしたので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
コロナの感染防止対策で私が3か月ぶりに現地確認をさせていただきましたところ、今回工事を受ける業者が来ていない案件がありました。
どういうふうに工事をするのかなど、農地を転用する以上は、やっぱりしっかりと説明を受け、質疑もしていけないといけないと思うので、事務局が受付時に行政書士などの相手にしっかりと要請しないといけない。
これからの現地確認に生かしていただきたいと思いますが、事務局どうですか。

事務局長 今回の件は、申し訳ございません。
もちろん、事務局で受け付けたときに、その辺りのことは聞いておりまして、現地確認につきましても、農業委員や私どもが分からない部分もございませますので、現地確認で確認していただくということは原則です。今後、今回の件を踏まえまして、業者にはできる限り参加していただくように依頼します。

喜多委員 よろしいか。

議 長	どうぞ。
喜多委員	私が部会長させてもらったときにも、申請者が現地確認に来ないということがあり、来るように言ったが出てこない案件があった。
守山会長	よろしいか。
議 長	どうぞ。
守山会長	この4月からコロナの関係で、事務局も業者に極力来てくださいというのではなくて、来ないでくださいと伝えていたはずですが。津市農業委員会の事務局方針として、4月、5月はそういうようにやってきたわけです。今回は、業者の方に現地確認の立会いをお願いしたが、調整不足で来られなかった案件があったということです。今後、7月から元に戻すということで、現地確認には、業者の立会いを求めることを事務局から依頼することで皆さん了解してやってもらいたい。
議 長	よろしいですか。皆さんから何かありませんか。 よろしいか。どうぞ。
草深委員	案件によっては、地元農業委員とか地元推進委員には一切連絡がないものがあります。やはり、農地転用の許可を審査するわけですから、申請書を提出する前に地元農業委員とか地元推進委員の方、転用申請地の近くの方の田んぼの地権者には、必ず先に何らかの形で連絡してもらいたいと思っています。
議 長	ありがとうございました。いろいろなご意見を頂戴しましたが、今後の現地確認の有り方として事務局よろしく願います。
議 長	それでは、1から22まで地元委員から異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定をいたします。 それでは、次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局、説明をお願いします。
事 務 局	18ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます
	番号1、地区 神戸、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、 貸人 _____、申請地 半田五反田 _____、台帳地目・現況地目とも田、 面積 717㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、357.83㎡、パネルの設置率は、転用面積の49.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 神戸、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 半田五反田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,309㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、531.04㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、全て田で合計面積は2,026㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を聞く前に、この案件も東海委員、業者は来ましたか。

東海委員 来ました。

議 長 ありがとうございます。
では、お願いします。

東海委員 4番、東海です。6月5日に地元推進委員、それから事務局、3名、それから業者の方もいました。現地確認しましたところ、何ら問題はございませんでした。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
番号1、2について、地元委員から異議のない旨の発言がございました。いかがでしょうか、皆さん。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第6号 非農地証明願について、事務局、説明をお願いします。

事務局 19ページをお願いいたします。
議案第6号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 安西、願出者 _____、申請地 芸濃町北神山血

解_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 428㎡。

これにつきましては、家屋登記全部事項証明書により、申請地に平成5年1月頃居宅を建築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、面積は畑で428㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 安西、お願いします。

片岡委員 9番、片岡です。6月5日に現場確認をいたしまして、ただいま事務局の説明のとおりで、問題ないと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

議 長 地元委員から異議のない旨の発言がございました。
皆さん、いかがですか。
よろしいか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第6号について証明することに決定をいたします。
次に、別冊でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局、説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で81, 103㎡、畑の使用貸借で884㎡、契約件数は15件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で3, 843㎡、畑の賃貸借で1, 565㎡、契約件数は4件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借のみで56, 025㎡、契約件数は15件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で4, 142㎡、畑の使用貸借で1, 845㎡、契約件数は3件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借のみで267㎡、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、今回ございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて145, 380㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて4, 294㎡、合計契約件数は38

件、合計面積は149,674㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区4件、河芸地区2件、安濃地区15件、芸濃地区3件で合計24件、合計面積は85,587㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で63.2%、面積で57.2%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。資料3枚目の裏面、お手元に資料を配付しました別紙を併せてご覧ください。

今回は「農地利用集積円滑化事業」からの契約移行したものと、新規のものがありますので、5月部会で報告したとおり、新規のものについては「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は031番と033番の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

資料、後ろから5枚目の表面をご覧ください。

農地の場所は栗真小川町、別紙によると一番上の「栗真小川地区」ですので、新規で「農地中間管理事業」を利用できる地区になります。

資料、今ご覧いただいているところからさらに1枚めくっていただくと、後ろから4枚目になりますが、こちらも先ほどと同様、栗真小川町、「栗真小川地区」ですので、新規で利用できる地区になります。

それ以外は「農地利用集積円滑化事業」から「農地利用中間管理事業」へ契約移行したものになります。

なお、今回お配りした別紙については、現在、新規で「農地利用中間管理事業」を利用できる地区になりますので、今後、新規のものがあつた際にご確認ください。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

今、お話がありました、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をいただきます。

まず、整理番号32 外1件について、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 整理番号32番 外1件、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号35について、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 整理番号35について、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号37について、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 整理番号37について、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 それでは、次に、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、議案第7号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
以上で第6回第1農地部会を終了いたします。

午前11時15分

上記は、第6回第1農地部会の議事を録したものである。

令和2年6月19日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____